平成２１年（フ）第１４５４３号
東京都世田谷区玉堤２丁目６―21―104
債務者　中村　知行
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４５４４号
兵庫県西宮市深津町３―19―306
債務者　大西　章文
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４５４５号
神奈川県川崎市麻生区岡上578―３
債務者　佐藤　宰子
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４５４７号
東京都目黒区上目黒３丁目19―13―203
債務者　冨平　慶子（旧姓斎藤）
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４５５０号
東京都杉並区下井草４丁目28―12―203
債務者　古川　　幹
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４５５１号
福岡県行橋市北泉５丁目14―18
債務者　森本　　明
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０６号
長崎県東彼杵郡波佐見町三股郷448番地
債務者　井手　宣昭
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月18日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第２０７号
長崎県佐世保市広田３丁目32番９号　アートインセシルＡ205
債務者　水谷紀美子
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月18日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第２１１号
長崎県佐世保市横尾町1700番地８
債務者　井崎　利惠
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月18日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第２１２号
長崎県佐世保市大野町201番地１　大野宿舎Ｂ105、旧住所神奈川県横須賀市鴨居２丁目32番６―615号
債務者　伊志嶺良子
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月18日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第２１５号
長崎県北松浦郡佐々町小浦免1016番地10
債務者　澤　摩弥子
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月18日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第２１８号
長崎県佐世保市花高３丁目10番２号
債務者　荒木浩一郎
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月18日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第２２２号
長崎県佐世保市十郎新町６番２―403号
債務者　清川　勇二
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月18日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第２２７号
長崎県佐世保市矢峰町170番地８　ハジメマンション２―Ｂ
債務者　門田　幸二
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月16日午後１時30分
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第６１号
熊本県山鹿市菊鹿町木野381番地１
債務者　森田美代子
1　決定年月日時　平成21年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月９日午前11時20分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２１年（フ）第８２号
熊本県八代市古城町2659番地１
債務者　岩崎真由美
1　決定年月日時　平成21年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月９日午前11時
熊本地方裁判所八代支部